

令和3年3月9日

文化庁

美術品の美術館における公開の促進に関する法律施行規則の一部を改正する省令案及び登録美術品登録基準改正案に関するパブリック・コメント（意見公募手続）の実施について

この度、美術品の美術館における公開の促進に関する法律施行規則の一部を改正する省令案及び登録美術品登録基準改正案に関するパブリック・コメントを実施しますので、お知らせします。

1. 趣旨

令和2年度の税制改正大綱において、優れた美術品の美術館における公開を促進し、国民の鑑賞機会を拡大することを目的として発足した登録美術品制度の範囲に「制作者が生存中である美術品のうち一定のもの」を追加することとされたところであり、これを踏まえ、①美術品の美術館における公開の促進に関する法律施行規則の一部を改正する省令案、②登録美術品登録基準改正案につき、パブリック・コメントに付するものです。

2. 実施期間（予定）

令和3年3月9日～令和3年3月23日

3. 対象となる資料

「省令案の概要」「告示案の概要」

4. 資料入手方法

電子政府の総合窓口（e-Gov）における掲載又は文化庁企画調整課における資料配布。下記のURLもご参照ください。https://public-comment.e-gov.go.jp/servlet/Public?C_LASSNAME=PCMMSTDETAIL&id=185001157&Mode=0

(お問い合わせ)

企画調整課 稲畑 高橋

電話：03-5253-4111 (内線4833)

美術品の美術館における公開の促進に関する法律施行規則の一部を改正する省令案について

令和3年3月9日
文 化 庁

I. 背景

令和2年度の税制改正大綱において、登録美術品の範囲に「制作者が生存中である美術品のうち一定のもの」を追加することとされたことを踏まえ、関連する省令及び告示（登録基準）の改正を行うものである。

II. 改正概要

1. 美術品の公開実績に関すること（第1条第1項第12号関係）

美術品の所有者で、美術品の美術館における公開の促進に関する法律（以下、「法」という。）第3条第1項の登録を受けようとするものが提出する登録申請書に「美術品を公開したことがある場合はその概要」を追加する。

また、上記に伴い、登録申請書（様式第1号（第1条関係））及び登録取消申請書（様式第5号（第6条関係））に「美術品が公開されたことがある場合はその概要」の欄を追加する等の所要の改正を行う。

2. 美術品の公開に関すること（様式第1号（第1条関係））

法の目的である、美術館における継続的かつ安定的な公開を保証する観点から、登録申請書（様式第1号（第1条関係））に、当該登録美術品を公開する旨を明記し、法の趣旨を明確化する。

III. 今後のスケジュール（予定）

公布日 : 令和3年4月（予定）

施行期日 : 公布日

登録美術品登録基準改正案の概要案について

令和3年3月9日
文 化 庁

I. 背景

令和2年度の税制改正大綱において、登録美術品の範囲に「制作者が生存中である美術品のうち一定のもの」を追加することとされたことを踏まえ、関連する省令及び告示（登録基準）の改正を行うものである。

II. 改正概要

- 登録美術品制度の対象に「制作者が生存中である美術品」のうち一定のものも追加
「当該美術品の制作者が生存中でないものであって」の文言を削除し、制作者が生存中である美術品も本制度の対象に追加する。（第2条第2項関係）
- 現行基準に定められた種類以外の種類の追加
今後、現行の登録基準における「絵画」「彫刻」「工芸品」「文字資料」「考古資料」「歴史資料」「複合資料」の種類に分類できない美術品の申請が予想されることから、上記の種類に分類できない美術品に関する規定を新たに設ける。（第2条第2項第8号関係）
- 公開及び保管に関し特に注意を要するものに関する項の追加
構造、形式、材質その他の特徴及びその保管に係る技術の開発の状況を勘案し、その公開及び保管に関し特に注意を要すると文化庁長官が認める美術品については、当該美術品を適切に公開及び保管をするための環境その他の文化庁長官が定める要件を備える美術館と登録美術品公開契約が締結される見込みがあることを要件とする。（第2条第3項関係）
- 制作者が生存中である美術品に関する項の追加
制作者が生存中である美術品については、客観的な審査を担保する観点から、「制作後、原則として十年を経過したもの」及び「文化庁長官が定める美術館が開催する展覧会（公募により行われるものを除く。）において複数回公開されたことがあるもの」の要件を追加する。（第2条第4項関係）

III. 今後のスケジュール（予定）

公布日 : 令和3年4月（予定）
施行期日 : 公布日